

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。  
b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。  
b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。  
a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。  
c 文末の句点の脱落。

\*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

\*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

【一】(現代文・評論) 採点基準(合計 40点)

問一 各2点×5＝10点

- (1) 依然 (2) 素性(姓) (3) 輸入 (4) 精進 (5) 技能

問二 9点

【模範解答例】

西洋語の nature が、(A①) 1点  
抽象的で全体的な、(A②) 1点  
理性的操作によって捉えられる(A③) 1点  
対象的な存在を意味するのに対し、(A④) 1点  
芭蕉の『風雅におけるもの』「造化」「花」「月」などは、(B①) 1点  
具体的で部分的、(B②) 1点  
また直感的、感情的に捉えられる、(B③) 1点  
形なき「おのずから」あるものを意味する点で違う。(B④) 1点

◎採点のポイント

※ A、B、は条件同士、また各条件内で原則的に部分採点可能。(8点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した各要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点満点)

A ※ 傍線部「その」の指示内容の一方である西洋語の nature を説明する条件。傍線部を説明する(対比)の一方の条件でもある。

- ① 「西洋語の nature が、」の要素に1点。
- 「西洋語の自然が、」[nature という言葉が、]「自然の概念が、」などでも可。
- × 「西洋語の自然 (nature)」がなければ×0点。「自然」だけでは「日本の自然」のニュアンスを含むので×0点。
- ② 「抽象的で全体的な、」の要素に1点。
- 「具体的ではなく全体的な」「抽象的で部分的ではない」「具体的でも部分的でもない」「全体的かつ抽象的な」などでも可。
- × 「抽象的」「全体的」の二成分がそろっていないと×0点。
- ③ 「理性的操作によって捉えられる」の要素に1点。
- 「理性的な操作によって理解される」「理性の働きによって把握される」などでも可。
- × 「理性」「捉える」の二成分がそろっていないと×0点。
- ④ 「対象的な存在を意味するのに対し、」
- 「対象的存在を表わすのに対して」「客体としての存在を意味するのに対し」「対象としての存在を表現しているのに対して」などでも可。
- × 「対象的な存在」「意味する」「対し(比較)」「三成分がそろっていないと×0点。

B ※ 傍線部「その」の指示内容の他方である、芭蕉の「風雅におけるもの」「造化」「花」を説明する(対比)の他方の条件でもある。

- ① 「芭蕉の『風雅におけるもの』『造化』『花』『月』などは、」の要素に1点。
- 「芭蕉の『風雅におけるもの』『造化』『花』などの表現は、」「芭蕉が説く『風雅におけるもの』『造化』『月』などは、」などでも可。
- × 「芭蕉」「風雅におけるもの」…など」の二成分がそろっていないと×0点。
- ② 「具体的で部分的、」の要素に1点。
- 「抽象的ではなく部分的な」「全体的ではなく具体的な」「抽象的でもなければ全体的でもない」などでも可。

- × 「具体的」「部分的」の二成分がそろっていないと×0点。
- 「また直感的、感情的に捉えられる、」の要素に1点。
- 『みるところ』『思うところ』という感覚によって捉えられる「感覚的かつ感情的に把握される」などでも可。
- × 「直感的」「感情的」の二成分がそろっていないと×0点。
- 「形なき』『おのずから』あるものを意味する点で違う。」の要素に1点。
- 「かたちがなく、対象的な存在ではないものを意味する点でちがう。」「かたちがないためにおのずからあるものを意味する点で異なる」などでも可。
- × 「形なき」「『おのずから』あるもの」「違う」の三成分のニュアンスがそろっていないと×0点。

【模範解答例】

日本の自然主義文学は、(A① 1点)  
 「おのずから」という伝統的意味の「自然」と、(A② 1点)  
 それと矛盾する意識的態度である「主義」とを結びつけ、(A③ 1点)  
 自然らしくあるうとする自己を客観化して「近代的」自我を見出すが、(A④ 1点)  
 その自我は自然らしくあれという鍛錬を通して、(B① 1点)  
 再度伝統的な「ありのままに振る舞う」人間となるということ。(B① 1点)

【構造点】

・ Xは、「日本の自然主義文学」において、A②とA③の矛盾する条件を止揚してA④を達成する(弁証法Ⅱ創造すること)の仕組みへの評価である。ここでは、A④の到達点の要素が入っていればこの仕組みを内包しているとみなして1点加点。

X (弁証法Ⅱ創造すること) A④の要素 ○1点

・ Yは、傍線部の説明を矛盾する条件Aと条件Bに引き裂く(逆説Ⅱ矛盾を含むこと)の仕組みへの評価である。ここでは、条件Aの要素と条件Bの要素が少なくとも一つずつ入っていればこの仕組みの骨組みは成立しているとみなし1点加点。

Y (逆説Ⅱ矛盾を含むこと) Aの要素+Bの要素

◎採点のポイント

※ A、Bは条件同士、また各条件内で原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X、Yは、右に示した各要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A ※ 傍線部を説明する一方の条件。「日本の自然主義文学」に働く「弁証法」の内容となる。

① 「日本の自然主義文学は、」の要素に1点。

○ 場の設定の要素であり、「日本における自然主義文学は、」「日本独特の自然主義文学」などでも可。

× 「日本」「自然主義文学」の二成分がそろってなければ×0点。

② 「『おのずから』という伝統的意味の『自然』と、」の要素に1点。

○ 弁証法の一契機(要因)であり、「意識せずにありのままにふるまう」という伝統的な意味における『自然』と、「『おのずから』と解釈される伝統的自然」などでも可。

× 「おのずから」「伝統的意味の『自然』」の二成分がそろっていないと×0点。

③ 「それと矛盾する意識的態度である「主義」とを結びつけ、」の要素に1点。

○ 弁証法のもう一方の契機(要因)であり、「それと矛盾する、敢えて意識的に振るまう」という意味での『主義』とを衝突させ、「意識的姿勢である『主義』との矛盾を止揚して、」意識的に振る舞う態度である『主義』との矛盾を乗り越えて、「などでも可。

× 「矛盾」「意識的態度である『主義』」「結びつける」の三成分のニュアンスがそろっていないと×0点

④ 「自然らしくあるうとする自己を客観化して「近代的」自我を見出すが、」の要素に1点。

○ 弁証法の止揚された到達点である第三の契機(要因)である。「自然らしくあれ」という自らの視線の前で、鍛えられ、もがいている『近代的』自我が発見されるが、「『自然らしさ』に突進する自己を客観視して、『近代的』自我を見出すが」などでも可。

× 「自然らしくあるうとする」「自己を客観化」「『近代的』自我を見出す」の三成分がそろっていないと×0点

B ※ 傍線部を説明する、Aとは矛盾する条件。

① 「その自我は自然らしくあれという鍛錬を通して、」の要素に1点。

○ 「その『近代的自我』は、自分らしくあるうとする努力を重ねていくことで、」

「その自我は自然らしさに向かって突進する実践を通して、」 「その『近代的』自我は自分らしさを持ちたいという切磋琢磨を通して、」などでも可。

× 「その自我（＝『近代的』自我）「自然らしくあれという鍛錬」の二成分がそろっていない」と×0点。

② 「再度伝統的な『ありのままに振る舞う』人間となるということ。」の要素に1点。

○ 「もう一度意識することなくあるがままに振る舞う人間となること。」 「再び伝統的な意味でありのままに行動する存在となること。」 「日本的な『自然らしさ』のままに振る舞う人間に回帰すること。」などでも可。

× 「再度」「伝統的な『ありのままに振る舞う』人間となる」の二要素がそろっていないと×0点。

問四 7点

【模範解答例】

日本の自然主義文学だけでなく、(A 1点)  
伝統的な芸術、技能の仕事においても見られる、(B 1点)  
日本語の「自然」の意味の究極であり、(C① 1点)  
人間の行為について述べているのだが、(C② 1点)  
意識的でも人為的でもないということによって至れる、(C③ 1点)  
人為が人為を超えた、宗教的とでもいふべき境地。(C④ 1点)

【構造点】

・Xは、A、B二条件からCの共通性を引き出す(共通性の抽象による総合||共通性を引き出してまとめること)の仕組みへの評価である。ここでは条件A、条件BとC④がそろっていればこの仕組みの骨組みが成立しているとみなし1点加算。

X(共通性の抽象による総合||共通性を引き出してまとめること)

A+B+C④ ○1点

◎採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また各条件内で原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した条件と要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点満点)

A ※ 傍線部の内容を引き出すための一方の前提条件。

○ 「日本の自然主義文学に見られるだけでなく」「日本における自然主義文学にも」などでも可。

× 「日本の自然主義文学」「のみならず(も)」「の二成分(のニュアンス)がそろっていないと×0点

B 「伝統的な芸術、技能の仕事においても見られる、」(1点)

※ 傍線部の内容を引き出すための他方の条件。

○ 「伝統芸術や技能の領分においても認められる」「伝統的な技芸においても見出される」などでも可。

× 「伝統的な芸術」「技能」「おいても見られる」の三成分がそろっていないと×0点。

C 「日本語の「自然」の意味の究極であり、人間の行為について述べているのだが、意識的でも人為的でもないということによって至れる、人為が人為を超えた、宗教的とでもいふべき境地。」(4点)

※ A、Bの二条件から共通性として引き出されるまとめとしての条件。

① 「日本語の「自然」の意味の究極であり、」の要素に1点。

○ 「日本語の『自然』の持つ究極的な意味であり、」「日本語の『自然』の意味の極限であり、」「『自然』の持つ日本語としての最終的な意味」などでも可。

× 「日本語の『自然』」「究極の意味」の二成分がそろっていないと×0点。

② 「人間の行為について述べているのだが、」の要素に1点。

○ 「人間の行為に関わることでありながら」「人間の行為に言及しているはずなのに」などでも可。

× 「人間の行為について(述べている)」の成分がないと×0点。

③ 「意識的でも人為的でもないということによって至れる、」の要素に1点。

※ ②と矛盾する内容となり、②、③で小さな(逆説||矛盾を含むこと)の仕組みを構成することになるが、この設問では意味内容についてだけの採点とする。

○ 「人為的ではなく、無意識的であること」によって到達できる、「無意識的かつ非人為的であること」によって至れる、「などでも可」。

× 「意識的ではない」「人為的ではない」「至れる」の三成分がそろっていないと×0点。

④ 「人為が人為を超えた、宗教的とでもいふべき境地。」の要素に1点。

※ ②、③の矛盾する要素を④で(総合||まとめること)する仕組みが構成されるが、この設問では意味内容についてだけの採点とする。

- 「人為によって人為を超えた、宗教的境界。」 「人為が人為によって克服された、宗教的ともいうべき境地。」などでも可。
- × 「人為が人為を超えた」 「宗教的ともいうべき境地」の二要素がそろっていないと×0点。

## 【模範解答例】

- 日本の伝統文化では、主客を分離せず、人為を超えた彼方は超越的次元へ向かうが、(A① 1点)  
 陶器や庭等を完成させる人為を超えた働きは(A② 1点)  
 西洋的なnatureの力に等しいと見なせるように、(A③ 1点)  
 花袋ら自然主義作家の「自然らしさ」も  
 この超越的次元を目指している以上、(B① 1点)  
 無意識的にnatureの概念に接近していたといえること。(B② 1点)

## 【構造点】

・Xは、傍線部をA、Bの矛盾しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する仕組みへの評価である。ここでは条件A、B内の要素が少なくとも一つずつ入っていればこの仕組みの骨組みが成立しているといなし1点加算。

X〈分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

## ◎採点のポイント

- ※ A、Bは条件同士、また各条件内で原則的に部分採点可能。(5点満点)  
 ※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点満点)
- A※ 傍線部の内容を類推させる〈類比Ⅱ似ていること〉の条件。
- ① 「日本の伝統文化では、主客を分離せず、人為を超えた彼方は超越的次元へ向かうが、」の要素に1点。
- 「日本の伝統文化の考え方では、主客を分離することはなく、人為を超えた彼方は超越的境地へ向くが、」「日本の伝統的な技艺では、主体と客体を分離する考え方はなく、人為を超えた彼方は超越的境地へ向かうが、」などでも可。
- × 「日本の伝統文化」「主客を分離せず」「人為を超えた彼方は超越的次元へ向かう」の三成分がそろっていないと×0点
- ② 「陶器や庭等を完成させる人為を超えた働きは」の要素に1点。
- 「陶器や庭、伝統的建築を仕上げる人為を超えるある働きは」「陶器や伝統的な建築などの出来栄えを決定する働きは」などでも可。
- × 「陶器や庭等」「完成させる」「人為を超えた働き」の三成分がそろっていないと×0点。
- ③ 「西洋的なnatureの力に等しいとみなせるように、」の要素に1点。
- 「西洋の概念で説明すれば、natureの力といっても外的外れではないように」「西洋的な概念ではnatureの力として説明できるように」などでも可。
- × 「西洋的な」「natureの力に等しい」の二成分がそろっていないと×0点。
- B※ 条件Aから類推される、傍線部本体の内容となる条件。また「以上」前後の〈因果関係〉の二要素に〈分析Ⅱ分けること〉されることになるが、ここでは内容だけを採点し、この仕組みは採点対象としない。
- ① 「花袋ら自然主義作家の『自然らしさ』もこの超越的次元を目指している以上、」の要素に1点。
- 「日本の自然主義作家たちの『自然らしさ』もこの超越的境地を目指しているのだから」「花袋たち自然主義の作家たちも『自然らしさ』をこの超越的次元にもたらそうとしている以上」などでも可。
- × 「自然主義の作家の『自然らしさ』」「『超越的次元を目指している』の二成分がそろっていないと×0点。
- ② 「無意識的にnatureの概念に接近していたといえること。」の要素に1点。
- 「意識しないままに西洋のnatureの意味内容に近づいていたといえること。」「気づかぬうち



× に西洋的な nature の概念に触れていたということ。」などでも可。  
「無意識的に」 「nature の概念に接近していた」の二成分がそろっていないと×0点。

㊦ (現代文・小説) 採点基準 (合計 35点)

問一 8点

【模範解答例】 光の曲は (A 1点)

豊かな美しさを持った音楽ではあったが、(B 1点)  
小説家であり、知的な障害を持つ彼の父である僕は、(C① 1点)  
そこに暗い泣き叫ぶような声を聞きとらずにはいられず、(C② 1点)  
さらに根方まで探っていくなら (D① 1点)  
暗い泣き叫ぶ魂を持った人間に辿りつくように思われたから。(D② 1点)

【構造点】

・ Xは、Aを矛盾する二条件B、Cに引き裂いて説明する〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の評価である。ここでは、条件A、条件Bと、C内の要素少がなくとも一つはいつていけば、この仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉 A+B+Cの要素 ○1点

・ Yは、B、CをDにまとめて結論づける〈総合Ⅱまとめること〉の仕組みへの評価である。条件Bと、C、D内の要素が少なくともひとつずつ入つていけば、この仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合Ⅱまとめること〉 B+Cの要素+Dの要素 ○1点

◎採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士、また条件内で原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A※ 話題の設定の条件。

○ 「演奏された『光の』曲は」「『光』の『夜のカプリス』や『アンダンテ・カンタービレ』は」などでも可。

× 「『光』」「曲」の二成分がそろっていないと×0点。

B※ 条件Aを説明する一方の条件。

○ 「美しく豊かな曲であったけれど」「豊かな美しさ表出する音楽である一方で」などでも可。  
× 「豊かな美しさ」「音楽」の二成分がそろっていないと×0点。

C※ 条件Aを説明する、条件Bとは矛盾する他方の条件。

① 「小説家であり、知的な障害を持つ彼の父である「僕」は、「の要素に1点。  
※ 条件C (実は条件Bも) を表明する主体の明示の要素。

○ 「小説の仕事をし、知的な障害を持つ人間の父親でもある『僕』は、「小説家の立場から音楽を捉え、また知的な障害を持つ彼の父親でもある『僕』は、「などでも可。

× 「小説家」「知的な障害を持つ彼の父親」の二成分がそろっていないと×0点。

② 「そこに暗い泣き叫ぶような声を聞きとらずにはいられず、「の要素に1点。

○ 「その曲に暗く泣き叫ぶような声を感じとつてしまい、「暗い泣き叫ぶ声を感じとらずにはその曲を聞くことはできず、「などでも可。  
× 「暗い泣き叫ぶような声」「聞きとらずにはいられず」の二成分がそろっていないと×0点。

D※ B、Cの矛盾する二条件をまとめて結論づける条件。

① 「さらに根方まで探っていくなら」の要素に1点。

- 「もつと底まで探っていけば」「さらに根底まで探っていくなら」などでも可。
- × 「根方まで」「探っていくなら」の二成分がそろっていないければ×0点。
- ② 「暗い泣き叫ぶ魂を持った人間に辿りつくように思われたから。」の要素に1点。  
暗い泣き叫ぶ魂を持った人間を見出すことになるように感じられたから。「暗い泣き叫ぶ魂を持った人間に行き着くことになると思われたから。」などでも可。
- × 「暗い泣き叫ぶ魂を持った人間に辿りつく」「思われた（心情表現であることの表示）」の二成分がそろっていないと×0点。

【模範解答例】光は、(A 1点)

生活態度等の変化は示さなかったが、(B 1点)  
 自分の作曲が演奏家によって現実化された  
 最初のCDで音楽的に前進させられ、(C① 1点)  
 次いで新たなCDに向けた努力によって作曲力を深め、(C② 1点)  
 技術に粘りを加えて、(C③ 1点)  
 その表現力の成長によって(C④ 1点)  
 彼の主題であった悲しみを剥きだしのものにしたということ。(C⑤ 1点)

【構造点】

・Xは、「光」の変化を、C①と〈C②+C③〉の要素と要素群に〈分析Ⅱ分けること〉する仕組みへの評価である。ここでは要素C①と、二要素C②、C③のいずれかがそろっていれば、この仕組みの骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析Ⅱ分けること〉 C①+〈C②、C③のいずれか〉 ○1点

・Yは、C①と〈C②+C③〉を〈C④+C⑤〉に〈総合Ⅱまとめること〉する仕組みへの評価である。ここではC①と、C②、C③のいずれか、さらにC④、C⑤のいずれか、がそろっていれば、この仕組みの骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合Ⅱまとめること〉 C①+〈C②、C③のいずれか〉+〈C④、C⑤のいずれか〉 ○1点

・Zは、Aを、矛盾する条件Bと条件Cの二条件に引き裂いて説明する、〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の仕組みへの評価である。ここでは条件A、Bと、条件C内の少なくとも一つの要素がそろっていれば、この仕組みの骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Z〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉 A+B+Cの要素 ○1点

◎採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件C内で原則的に部分採点可能。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合のみ加算する。(3点満点)

A※ 傍線部を説明するのに必要な主体明示の条件。

B※ 条件Aを説明する一方の条件。

○ 「生活態度や性格、人との対応の仕方が変わることはなかったが」「生活態度や性格などの変化は見られなかったが」などでも可。

× 「生活態度等の変化」「なかった(否定)」「二成分がそろっていない」と×0点。

C 「自分の作曲が演奏家によって現実化された最初のCDで音楽的に前進させられ、次いで新たなCDに向けた努力によって作曲力を深め、技術に粘りを加えて、その表現力の成長によって彼の主題であった悲しみを剥きだしのものにしたということ。」(5点)

※ 条件Aを説明する、Bとは矛盾する条件。

① 「自分の作曲が演奏家によって現実化された最初のCDで音楽的に前進させられ、」の要素に1点。

※ Aの音楽的な成長を示す第一段階の要素。

○ 「自分の作曲が演奏家たちによって現実の音となった最初のCDで音楽的に前に押し出され、」「最初のCDで自分の作曲が演奏家たちによって現実化されることで音楽的に前進させられ」「演奏家たちによって自

- 分の曲が現実の音となった最初のCDで音楽的に前に押し出され、「などでも可。」
- × 「自分の作曲」「演奏家たちによって現実化された最初のCD」「音楽的に前進させられ、」の三成分がそろっていないと×0点。
- ② 「次いで新たなCDに向けた努力によって作曲力を深め、」の要素に1点。
- ※ Aの音楽的な成長を示す、C①とは矛盾しない第二段階の前半の要素。
- 「新しいCDに向けた精進によって作曲力を深め、」「新しいCDに向けて努力することで、作曲力と」「新たなCDに向けての努力が、作曲力と」などでも可。
- × 「新たなCDに向けた努力」「作曲力を強め」の二成分がそろっていないと×0点。
- ③ 「技術に粘りを加えて、」の要素に1点。
- ※ Aの音楽的な成長を示す、C①とは矛盾しない第二段階の後半の要素。
- 「技術を高めて、」「技術を粘り強くして」などでも可。
- × 「技術」「粘りを加えて」の二成分がそろっていないと×0点。
- ④ 「その表現力の成長によって」の要素に1点。
- ※ C①、〈C②+C③〉をまとめて結論づける部分の前半の要素。
- 「その音楽的表現力の成長によって」「その表現力の向上によって」「その音楽的表現力の発展によって」などでも可。
- × 「(音楽的)表現力」「成長」の二成分がそろっていないと×0点。
- ⑤ 「彼の主題であった悲しみを剥きだしのものにしたということ。」「の要素に1点。」の要素に1点。
- ※ C①、〈C②+C③〉をまとめて結論づける部分の後半の要素。
- 「最初から彼の主題であった悲しみを暗い泣き叫ぶような魂の声にしたということ。」「当初から主題であった悲しみを強くむき出しのものとして表現することになった。」「主題であった『光』の悲しみをむき出しの泣き叫ぶような声として刻むほかなかったということ。」「などでも可。」
- × 「(彼の)主題であった悲しみ」「むきだしのものにした」の二成分がそろっていないと×0点。

【模範解答例】光の、(A① 1点)

自分は主題である悲しみを表現し切れないのではないのか、(A② 1点)  
 という不安の表明なのであるが、(A③ 1点)  
 それは、彼が五線紙を前にして作曲をすることで考え、(B① 1点)  
 またそのことが彼にとって充実した時間であると考え、(B② 1点)  
 僕の主観的な想定を、強く根拠づける効果がある。(B③ 1点)

【構造点】

・Xは、傍線部を矛盾する二条件A、Bに引き裂いて説明する(逆説Ⅱ矛盾を含むこと)の仕組みへの評価である。ここでは条件A、B内の要素が少なくとも一つずつそろっていればこの仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎採点のポイント

※ A、Bは条件同士、また各条件内で原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは右に示した要素を組み合わせさせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点満点)

A※ 傍線部を説明する「光」の側のいわばマイナスの条件。

① 「『光』の、」の要素に1点。

※ 条件Aの主体明示の要素。

② 「自分は主題である悲しみを表現し切れないのではないのか、」の要素に1点。

○ 「音楽によって自分の悲しみを表現し尽くすことができないのではないか」「自分が表現したい主題としての悲しみを音楽に乗せ切ることではできないのではないか」「悲しみという自分の主題を音楽で十分に表現できないのではないか」などでも可。

× 「主題である悲しみ」「表現し切れないのではないのか(疑念)」の二成分そろっていないと×0点。

③ 「という不安の表明なのであるが、」の要素に1点。

○ 「焦燥感の表れなのであるが」「不安の表現なのであるが」「不安感の表出なのだが」などでも可。

× 「不安」「表明」の二成分がそろっていないと×0点。

B※ 傍線部を説明する「僕」の側のいわばプラスの判断の条件。

① 「それは、彼が五線紙を前にして作曲をすることで考え、」の要素に1点。

○ 「それは、彼が作曲に当たって五線紙に向かいながらじっと考え、」「それは、かれが五線紙に向かって作曲をしながら考え、」「それは、『光』が五線紙を使って作曲しながら考え、」などでも可。

× 「彼(『光』)」「五線紙を前にして作曲する」「考え」の三成分がそろっていないと×0点。

② 「またそのことが彼にとって充実した時間であると考え、」の要素に1点。

○ 「またそれが『光』にとって充実した時間だとみなしている」「またその行為が彼にとって充実した時間をもたらすと想定する」「またその作曲の行動こそが彼にとっての時間の充実を意味するのだと想像する」などでも可。

× 「そのこと(≠作曲)」「彼(Ⅱ『光』)」にとって充実した時間」「(『僕』が)考える」の三成分がそろっていないと×0点。

③ 「『僕』の主観的な想定を、強く根拠づける効果がある。」の要素に1点。

○ 「『僕』の主観的な思いを、強く裏付ける効果がある。」「『僕』の主観的な推論を確証する効果を持つ。」「主観的な『僕』の考えに強い根拠を与える効果を持つ。」などでも可。

× 「『僕』の主観的な想定」「根拠づける効果」の二成分がそろっていないと×0点。

【模範解答例】

光は作曲を通して、(A 1点)  
 僕は小説の文章を書くことを通してという違いはあるが、(B 1点)  
 それぞれ考えながら、(C① 1点)  
 悲しみや、苦しみを、その奥底に向けてつきつめさせると同時に、(C② 1点)  
 その行為によって悲しみ、(C③ 1点)  
 苦しみから恢復させもする、(C④ 1点)  
 芸術の力を共に表現していたのだということ。(C⑤ 1点)

【構造点】

・Xは、C②と〈C③+C④〉の矛盾する二要素に引き裂く〈逆説||矛盾を含むこと〉仕組みへの評価である。ここではC②と、C③、C④のいずれかの要素がそろっていれば、この仕組みの骨組みは成立しているともみなして1点加点。

X〈矛盾を含むこと〉 C②+〈C③、C④のいずれか〉 ○1点

・Yは、C②、〈C③+C④〉をC⑤へと〈総合||まとめること〉して結論づける仕組みへの評価である。ここではC②と、C③、C④のどちらか、さらにC⑤がそろっていれば、この仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Y〈総合||まとめること〉 C②+〈C③、C④のいずれか〉+C⑤ ○1点

・Zは、条件A、Bから条件Cという共通性を引き出してまとめ、結論づける〈共通性の抽象による総合||共通性を引き出すこと〉でまとめることの仕組みへの評価である。ここでは、条件A、条件B、それにC⑤が入っていればこの仕組みの骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Z〈共通性の抽象による総合||共通性を引き出してまとめること〉  
 A+B+C⑤ ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件C内で部分採点可能。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点満点)

A※ 傍線部を説明する「光」の側の条件。

○ 「『光』は作曲すること」 「『光』は作曲という行為によって」 などでも可。

× 「『光』」「作曲を通して」の二成分がそろっていないと×0点。

B※ 傍線部を説明する「僕」の側の条件。

○ 「『僕』は小説を書くことを通してであるが、」「『僕』は小説を書くという行為によってではあるが、」 などでも可。

× 「『僕』」「小説の文章を書くことを通して」の二成分がそろっていないと×0点。

C※ A、Bから共通性を引き出してまとめ、結論づける条件。

① 「それぞれ考えながら、」の要素に1点。

※ それぞれの行為は異なりながら、共通の境地にあることを示す要素。

○ 「小説を書くことと作曲いう行為の違いを超えて考えながら、」「ジャンルの違いを超えてともに考えながら」「それぞれ独自の立場を超えて考えながら」 などでも可。

× 「それぞれ(小説を書く立場と作曲をする立場)」「考えながら」二成分がそろっていないと×0点。

② 「悲しみや、苦しみを、その奥底に向けてつきつめさせると同時に、」の要素に1点。

16

※ 共通性の含む一方の要素。

「悲しみであれ、苦しみであれ、その奥底に向けて人間をつきつめさせとともに、」「かなしみや苦しみの根本にまで人間を至らしめると同時に、」「悲しみであれ、苦しみでもあれ、その底の底にまで人間を追いやると同時に、」などでも可。

× 「悲しみや、苦しみ」「（人間に）その奥底に向けてつきつめさせる」の二成分がそろっていないと×0点。

③ 「その行為によって悲しみ、」の要素に1点。

※ ②と矛盾する要素の前半の成分。

○ 「それによって逆に悲しみ、」「かえってその悲しみや、」などでも可。

× 「その行為によって（逆に）」「悲しみ」の二成分がそろっていないと×0点。

④ 「苦しみから恢復させもする、」の要素に1点。

※ ②と矛盾する要素の後半の成分。

○ 「苦しみを乗り越えさせようとする、」「苦しみから立ち直らせようとする、」などでも可

× 「苦しみ」「恢復」の二成分がそろっていないと×0点。

⑤ 「芸術の力を共に表現していたのだということ。」の要素に1点。

※ ②と③④の矛盾する二条件をまとめて結論づける要素。

○ 「二人そろって芸術の力を表出していたということ。」「二人の表現がともに芸術の力に導かれたものであったということ。」「二人とも同じ芸術の力を表現していたのだということ。」「などでも可。

× 「芸術の力」「共に表現する」の二成分がそろっていないと×0点。



目 (古文) 採点基準 (合計 40点)

問一 (1) 3点

【模範解答例】 宮が (A 1点)

そつと (B 1点)

いらつしやった (C 1点)

◎採点のポイント

A 【1点】

※ Cが×の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で×になっている場合は得点できる。

B 【1点】

※ 「静かに」でもよい。「こつそり・忍んで」等でもよしとする。

C 【1点】

※ 「おいでになられた」でもよい。

※ 「来る」の尊敬表現にはなっていない場合は×。

※ 「いらつしやらない・おいでにならない」等は×。

※ 「いらつしやる・おいでになる」等、「来る」の尊敬表現になっているが、文末が「た」になっていない場合は×だが、Aは得点できることとする。

問一(2) 3点

【模範解答例】私は(A 1点)

恥じらい申し上げて(B 1点)

などいられよう(C 1点)

◎採点のポイント

A【1点】

※Bが×の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で×になっている場合は得点できる。

※「作者は・和泉式部は・式部は」等は×。

ただし、「私和泉式部は・私式部は」となっている場合はよしとする。

B【1点】

※「恥じ申し上げ・恥ずかしがり申し上げ・恥ずかしく思い申し上げ」でもよい。

※謙譲の意(く申し上げる)がない場合は×だが、「恥じらう・恥じる・恥ずかしがる・恥ずかしく思う」の意がある場合は、Aは得点できることとする。

※「恥ずかし申し上げ・恥ずかしめ申し上げ・恥をかかせ申し上げ・恥を広め申し上げ・恥の噂をし申し上げ」等は×。

C【1点】

※不可能の表現であれば、

「ていられようか・ていられない・られようか・られない・ることができようか・ることができない・ることほできないだろう」等でもよい。

※不可能の意になっていない反語(くことになるだろうか、いや、そうはならないだろう)や否定(くない)は×。

※「どうして(など)いられようか」の有無は不問。

問一 (3) 4点

【模範解答例】宮が (A 1点)

おっしゃるとおりにしよつと (B 1点)

私は (C 1点)

思います (D 1点)

◎採点のポイント

A 【1点】

※ Bに「おっしゃる」「言う」の尊敬表現の意がない場合は得点できない。

B 【1点】

※ 「言う」の尊敬表現(おっしゃる・言いなざる・お言いになる)がない場合は×。

※ 「とおりに」は「ままに・ように」でもよい。

※ 「しよう」の有無は不問。

C 【1点】

※ Dに「思う」の意がない場合は得点できない。

D 【1点】

※ 「思っています・思っております」でもよい。

※ 「し申し上げ」が入っている場合は×。(謙譲の「給ふ」は丁寧語同然に訳すため)

問二 11点

【模範解答例】式部は宮に馴れ親しむことをためらっているが、 (A 2点)

宮の言つとおりに (B 1点)

宮の邸へ移り住んで (C 3点)

宮に馴れ親しめば、馴れ親しむことでこそ (D 2点)

宮に対する恋しさを思い知ることになるとわかるだろう、ということ。 (E 3点)

◎採点のポイント

※ Eが0点の場合、他は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。  
※ 『見ても嘆く』という歌を引いて「・『塩焼き衣』の歌によって」「古今和歌集の歌をふまえて」等、用の説明の有無は不問。

A 【2点】、

- ※ Eが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。
- ※ 「宮に馴れ親しむこと」は「宮の邸に住むこと・宮と暮らすこと」という内容でもよい。
- ※ 主体が「式部（作者・和泉式部）」であることが明らかでない場合は×。

B 【1点】

- ※ Eが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。
- ※ 「宮の勧めるように・以前から言うように」等でもよい。
- ※ 「宮」という主体が明らかでなくともよしとする。

C 【3点】

- ※ Eが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。
- ※ 「宮と暮らして・宮と一緒に住んで」等でもよい。
- ※ 「宮の邸」は「宮殿」等でもよしとする。
- ※ 「宮」の意が明らかでない場合は【2点】。

D 【2点】

- ※ Eが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。
- ※ 「馴れば・見馴れば・うちとければ」等の意があればよい。
- ※ 「宮に」はなくてもよしとする。

E 【3点】

- ※ CもDも0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。
- ※ 「恋しくなる・愛しさがつのる」という内容があればよい。
- ※ 「宮に対する」はなくてもよしとする。

### 問三 7点

【模範解答例】式部の当意即妙な連歌の受け答え（A 1点）

を聞いた宮が、（B 2点）  
式部のことを、（C 2点）

風流を解する心があつて魅力的な女性であると思つた、ということ。（D 2点）

◎採点のポイント

#### A 【1点】

※ Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。（模範解答のようにBにつながっておらず、Dの主体として「当意即妙な連歌の受け答えが風流だ」のようになっていてもよい。）

※ ここである「連歌の受け答え」とは次のようなもの。

宮 ← 言の葉ふかくなりけるかな 〓（私たちが交わす愛の）言葉は（この檀の葉のように）深く色づきましたねえ。

和泉式部 ← 白露のはかなく置くと見しほどに 〓 白露がはかなく降りた（短い時間のかりそめのこと）と思つておりますうちにねえ。

ほめられるべきは式部の句（付け句・上句・上の句）である。修辞法としては、宮が「言の葉」と言い、「葉」の色が「ふかく」なる秋をイメージさ

せているのに対して、式部が「葉」の縁語であり、秋の風物である「白露」（露は紅葉を促す）を詠んでいる点が優れていると言えるのである。

「当意即妙な連歌の受け答え」の内容を具体的に書く必要はないが、全く違う点を具体的に挙げている場合は×とする。

※ 「当意即妙な連歌の受け答え」の主体（和泉式部・式部・作者）は書かれていなくてよいが、主体を「宮」等に間違えている場合は×。

※ 「当意即妙な連歌の受け答え」について

「当意即妙な」は「うまい・上手な・みごと」等でもよい。

「連歌」の意がなくても、「うまく句を付けた・上手に上句を詠んだ・みごとな句を返した」等であればよい。

「連歌」の意がない「うまい受け答え・上手な言葉のやり取り」等は×。

※ 「連歌」は二人でやり取りしている全体をいうものであるから、「うまく連歌を付けた・上手に返しの連歌をした」等は、言葉遣いが正しくなく×。

「連歌の返しをした」は「連歌における返しをした」ととれるのでよしとするが、「連歌を返した・返しの連歌をした」等は×。

※ 「連歌」は一般に「和歌」とは区別されるものなので、「和歌を返した・歌を返した・和歌を詠んだ・和歌を付けた・返歌をした」等は×。

#### B 【2点】

※ Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。

※ 「AD・CD・ACD」のことを「宮が思つた」の意があればよい。

※ 主体が「宮」以外の「式部（和泉式部・作者）」等になっている場合は×。

※ 「思つた」は「思っている・思う・感じた・お思いになった」等でもよい。

#### C 【2点】

※ Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。

※ Dの「風流・魅力的」等が「式部（和泉式部・作者）」のことであるとわかればよい。

※「式部の当意即妙な連歌の受け答え」のようにAに係る表現として「式部」が明らかになっ  
てもCの得点としてよい。

※「式部」を意味していても「自分の・自分のことを」となっている場合は×。

#### D【2点】

※AもCも0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。

※「女性」の有無は不問。

※1 「風流を解する心がある・趣がある・風情がある・風流だ」等があれば、他に何が書かれていても【2点】。

※2 1の意がない場合で次の表現に相当する説明がある場合は【1点】。

・魅力的だ・おもしろい・味わいがある・興趣がある・興がある

・すばらしい・優れている・賞すべきである・見事だ・素敵だ・あっぱれだ・上出来だ・大したも

のだ・賢い

・かわいらしい・愛らしい・愛しい

※1の意も2の意もない場合は×。(「愛情が深い・思いやりがある・人情がある・宮の期待に応えた」等は不問と言うことになる。)

#### 問四 5点

##### 【模範解答例】はづかしけれ

##### ◎採点のポイント

※活用形はこのままでなくてはならない。「はづかし」は×。

※仮名遣いが「は<sup>x</sup>ずかしけれ」となっている場合は【1点】。

※「恥ぢ」は【1点】。「恥づ・恥じ・恥じる・恥ぢる」等は×。

※右以外は全て×。

問五 7点

【模範解答例】

昼間に久米路に橋を渡すと、はしたないほどまでの思いをする (A 2点)

葛城の神のように、 (B 1点)

私も (C 1点)

昼間に姿を見せるのは恥ずかしく思われます。 (D 3点)

◎採点のポイント

A 【2点】

※「久米路に」の有無は不問。

※1 「橋」(漢字表記)と「はしたない」の二語が解答全体の中にあればよい。

※「橋」(漢字表記)がない場合は×。

※2 「橋」(漢字表記)があるが、「はしたない」がない場合、「みっともない・恥ずかしい・恥・恥じる」等があれば【1点】。

※「昼間に」は「夜だけ(働く)・夜に(働く)」でもよい。

1はあるが、「昼間に・夜だけ(働く)・夜に(働く)」に相当する表現がない場合は【1点】。

2の状態で「昼間に・夜だけ(働く)・夜に(働く)」に相当する表現がない場合は×。

B 【1点】

※AもDも0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。

※「ように」は「ごとく・と同じく」等でもよく、解答のどこに書かれていてもよいが、比喩を示すこの表現がない場合はないは×。

C 【1点】

※Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等の減点で0点になっている場合は得点できる。

※「作者は・和泉式部は・式部は」等は×。ただし、「私和泉式部は・私式部は」となっている場合はよしとする。

D 【3点】

※「昼に姿を見せるのは恥ずかしい」の意があればよい。

※「恥ずかしい」は「みっともない」でもよく、「つらい・苦しい」等でもよしとする。(Aの2としては「つらい・苦しい」では得点できない)

※「見せ×たのははずかしい・恥ずかしかつ×た」等、過去になっている場合は×。

※「昼間に」がある場合は「邸で」の有無は不問。

※「姿を見せるのは恥ずかしい」の意はあるが、「昼間に」がない場合

【3点】。  
・Aに「昼間に・夜だけ(働く)・夜に(働く)」に相当する表現がある場合に限り、「邸で」があれば

点】。  
・Aに「昼間に・夜だけ(働く)・夜に(働く)」に相当する表現がない場合には、「邸で」があれば【2

点】。  
・「昼間に」も「邸で」もなく、「姿を見せるのは恥ずかしい」だけの意しかない場合は【1点】。

㊦ (漢文) 採点基準 (合計 35点)

問一 10点

【模範解答例】判断の難しい裁判や事件が (A 3点)

あると、いつも (B 2点)

母の崔氏に助言を求めたということ。 (C 5点)

◎採点のポイント

各加点要素の加点の条件

※傍線部全体の主語 (景伯) は不要だが、あっても減点はしない。

ただし、補った主語が「(子の) 景伯」以外であった場合は減点5 (△5点)。

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

Aの要素 3点 「疑獄」の説明

※「獄」の要素 Ⅱ 「訴訟や裁判」「訴訟」「裁判」「事件」という要素がないものはA全体×(0点)。

※「疑」を、「どのような判断(判定・判決)を下せばよいのか疑問である」「判断(判定・判決)が難しい」の意であることが理解できていれば○。たとえば、「裁判の判断が難しいときは」「裁判の判断に迷ったときは」なども可。「疑」を単に「疑問のある」「難しい」とするだけで、何が疑問であるのか・何が難しいのかが明記されていないものは2点減点。

※「疑」を「疑わしい」「裁判の結果が疑わしい」「疑う」「疑われる」の意で解しているものはA全体×(0点)。

Bの要素 2点 「有る毎に、常に」の説明

※「あるといつも」「ある度に」という内容であれば○。

※単に「あると」だけで、「くたびに」「くいつも」の要素がないものは1点減点。

※「まず」「最初に」の有無は問わない。

Cの要素 5点 「焉(これ)に請ふ」の説明

※「焉」 Ⅱ 「崔氏」「母」「母の崔氏」も可)「であることが明らかでないものや、指示対象を誤っているものは2点減点。

※「請」 Ⅱ 「求める・頼む」の意であることが明らかでないものは1点減点。「質問する・尋ねる」も1点減点。

※「何を求めたのか(判断・意見・助言・助け・教え)」であることが明らかでないものや、内容を誤ったもの(「仲裁・判決」など、裁判に直接関わるとしているものなど)は2点減点。



問二 5点

【解答】なんぞせむるにたらんや。

◎採点のポイント

※「すべてひらがなで」という条件に反するものは全体×(0点)。

※句点の有無は不問。

※基本的には、解答例のみ○。(5点)

ただし、以下の間違いに限り部分的な減点にとどめる。

- ・「責」の部分の読み方(せむる)が、「せむ」または「せめる」となっているものは2点減点。
- ・「足」の部分の読み方と送り仮名が「たりん」となっているものは2点減点。
- ・文末の「哉」を読んでいないものは2点減点。

※他の部分が解答通りでないもの、あるいは右記以外の間違い方をしているものは全体×(0点)

(たとえば、「なんぞせめたらんや」「なんぞせむるにたるや」「なんぞせむるにたらんか」などは全体×(0点)。

問三 5点

【解答】令三 其 見ニ 汝 事レ 吾、或 忘ニ 自 改一

※解答例のみ○。

問四 5点

【模範解答例】まだ十日も経たないうちに、(A 2点)

自分の間違いを後悔し、(B 1点)

家に帰ることを求めた。(C 2点)

◎採点のポイント

全体の主語(子・息子)は不要だが、あっても減点はしない。  
ただし、補った主語が誤っているものは2点減点(△2点)。

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

Aの要素 「未だ旬日に及ばざるに」の訳 2点

※「旬日」||十日(十日間)の意味が理解できていないものはA全体×(0点)。

※「未だ及ばざるに」は「まだ経たないうちに」の意であれば表現は問わない。  
(たとえば、「まだ十日にもならないのに」「まだ十日もしないうちに」なども可)。

※ただし、「及」を、そのまま「及ぶ」としているものは1点減点。

※「未」||「まだ・いまだ」の訳が欠けているものは1点減点。

※「崔氏の家に住むようになってからまだ十日も経たないうちに」という補いをしていても可。  
ただし、補った内容が明らかに誤っているものは1点減点。

Bの要素 「過ちを悔い」の訳 1点

※「過」||「間違い・過ち・過失・親不孝・よくない行い」であることが理解できていないものは×(B全体0)。

※ただし「失敗」は、「意図は正しいがよくない結果に終わった」という意味にとれるので×(B全体0)。

※「自分の」という補いはなくても可。

※「悔」は、単に「悔い・悔いて」でも可。

Cの要素 2点 「還らんことを求む」の訳 2点

※「帰ることを求めた」の要素:1点。

・「帰る」を「還る」としているものは1点減点(△1点)。

・「求めた」は、「願った・頼んだ」も可。時制は現在形にしても可。

・「帰らせてくれるよう頼んだ」のような訳し方でも可。

※「家に(実家に)」の補い:1点

「母のもとに」は1点減点(△1点)。

問五 10点

【模範解答例】崔氏が、(A 1点)

- 親不孝であると訴えられた子を、(B 1点)  
礼儀や道徳にかなった行いを見たことがないだけだから (C 1点)  
罪に問う必要はないとして、(D 2点)  
母子を自分の家に住まわせ、(E 1点)  
子の景伯が自分に心をこめて仕える様子を見させることで、(F 2点)  
子を改心させ、(G 1点)  
親孝行で評判になるまでにさせたこと。(H 1点)

◎採点のポイント

各加点要素の加点の条件

【A・B・C・D・E・F・G・Hに関して部分採点を行う】

Aの要素 1点

※全体の主語「崔氏」の明示。

Bの要素 1点

※「物を励ます」の「物」＝「母から」親不孝であると訴えられた子

・「親不孝であることを訴えられた」要素がないものは×(0点)。

・単に「親不孝な子」「訴えられた子」は×(0点)。

Cの要素 1点

※「識(見識)」の内容(Ⅱ)

・Dの「子を罪に問う必要がない」理由の明示。

文中の、「小人未だ礼教を見ず」の内容に触れていればよい。「礼教」は、注釈通りの「道徳や礼儀」のままでも可とする。ただし「礼教」のままのものは×(0点)。

Dの要素 2点

※「識(見識)」の内容(Ⅲ)

・「子を罪に問う(罰する) 必要はないとした」という内容であれば可。

・「子を責めることはできないも」可。

・「子」が責める、という点が不明な場合は1点。(例：「一方的に罪を裁き罰を与えるのではなく」)

Eの要素 1点

※「度(度量)」の内容(Ⅱ)

・「母子を自分の家に住まわせた」「子を自分の家に住まわせた」という内容であれば可。

・「崔氏が」母子(または子)を自分のそばにいさせた」も可とする。

Fの要素 2点

※「度(度量)」の内容(Ⅲ)

・「自分の息子(景伯)が自分に仕える様子を見せた」という内容があれば可。

・「心をこめて」の部分はなくとも可。

・「親子のあるべき姿を見せた」「親孝行の見本を見せた」のように、内容は正しいが、「息子の崔氏に対する」という要素がないものは1点減点(△1点)。

・単に「景伯の様子を見せた」という要素だけで、「景伯が崔氏（親）に仕える様子」という要素がないものは1点減点。

Gの要素 1点

※「物を励ます」の「励ます」の内容（㉒）

・「（親不孝な子を）改心させた（後悔させた・自分の過ちを理解させた・恥じた）」という内容であれば可。

・「親孝行のあり方を理解させた」のように、「改心・後悔」の要素がないものは×（0点）。

Hの要素 1点

※「物を励ます」の「励ます」の内容（㉓）

・「終に孝を以て聞こゆ」の内容が取れていればよい。

・「（崔氏が、子を）親孝行するようにさせた」ことに触れていれば、「聞こゆ（評判になる）」の部分はなくとも可。

・「（子が）親孝行で評判になった」「（子が）親孝行するようになった」と、「子」を主語にした表現でも、内容が正しければ可とする。